

2012(平成24)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

刑 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示を待って行うこと。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

X（21歳，男性）とY（20歳，男性）は，2012年1月某日の深夜，Xが運転する車で福岡市内の道路を走行していたところ，Z（27歳，男性）が運転する車両が無理な追い越しをした上，X運転車両の直前に割り込んできたため，Xは急ブレーキをかけてようやくZ運転車両との衝突を避けることができた。XとYは，そのようなZの運転に腹を立て，Z運転車両を追いかけ，コンビニエンスストアの駐車場に入ったところで車を降りたZに対し，「何を考えて運転しているんだ。謝れ。」と文句を言ったところ，Zは，「お前らがトロトロ走っているのが悪いんだ。」などと言り返した。そのため，XとYは激高し，いきなりXがZの腹部を殴ってZを前屈みにさせ，続いてYがZの後頭部を殴ってその場に昏倒させ，さらにこもごも地面に倒れた状態のZの顔面・頭部・腹部などを十数回蹴りつけるなどの暴行を加えて，同人に加療約3週間を要する顔面・頭部挫創等の傷害を負わせた。

XとYは，上記暴行によってZが無抵抗の状態になったことから，現金を要求すれば簡単に取れると考え，こもごも「これから契約を取りに行く途中だったのに，お前のせいで契約が取れなくなった。どうしてくれる。賠償金を払え。」とZに対し申し向けた。Zは，上記暴行を受けたことによりXとYに反抗する気力を失っており，その場で所持していた現金の全額である1万円札2枚をXに差し出したので，Xはそれを受け取り，1万円札のうち一枚をYに渡した。

その直後，XとYはさらにZから金を取ろうと相談し，「これだけでは賠償金として足りない。サラ金を紹介してやるから10万円用意しろ。」とZに申し向けた。Zは，「明日，必ずサラ金から金を借りて10万円払います。」と言い，持っていたZの名刺の裏に「10万円を必ず支払います。」と書いてXに渡したので，XとYはZを解放した。

その後，Zが警察に届け出たため，XとYは現金10万円を手に入れることはできずに終わった。

以上の場合におけるXとYの罪責について述べなさい。

余白

